

2026年9月15日

埼玉県知事
大野 元 裕 様

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会
理事長 近藤 嘉

〔社員団体と代表者〕

日本労働組合総連合会埼玉県連合会	会 長	今井信博
中央労働金庫埼玉県本部	常務理事	平尾幹雄
こくみん共済 coop 埼玉推進本部	本部長	近藤 嘉
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター	理事長	佐藤道明
埼玉県勤労者生活協同組合	理事長	柳川聡一
埼玉県生活協同組合連合会	会長理事	吉川尚彦
生活協同組合パルシステム埼玉	理事長	西内良子
医療生協さいたま生活協同組合	理事長	増田 剛
労働者協同組合ワーカーズコープ センター事業団埼玉事業本部	本部長	成田 誠

要 請 書

本県は今、「急速な人口減少と超少子高齢社会の進行」、そして「激甚化・頻発化する自然災害や物価高騰をはじめとする経済情勢の変化などへの危機対応」という、社会構造の大きな転換と複合的な課題に直面しています。

特に埼玉県においては、今後、75歳以上人口が全国で最も速いスピードで急増していく見込みであり、医療・介護・地域福祉体制の再構築や、社会的孤立を防ぐセーフティネットの強化がかつてないほど急務となっています。誰もが住慣れた地域で安心して暮らすためには、制度の柔軟な見直しと、地域の多様な主体による重層的な連携が不可欠です。

加えて、物価高騰が県民の生活や雇用に深刻な影を落とす予測困難な時代にあって、未来を担う子ども・若者世代への支援は、持続可能な地域社会の基盤を築く上で極めて重要です。教育環境の充実、若者の就労・自立支援、居場所づくり、そして社会参画の機会の拡大など、若い世代が希望を持ち、安心して成長できる環境整備に一層力を入れなければなりません。

これらの歴史的課題に真正面から向き合い、持続可能で包摂的な地域社会の構築に向けて、未来を見据えた施策を果敢に展開されている大野元裕埼玉県知事のご尽力に、心より敬意を表します。

当協議会は、1972年の設立以来、埼玉県における勤労者の福祉向上と生活の安定・安心の実現を目的に、時代の変化に即した多様な活動を展開してまいりました。近年では、無料法律相談会の継続的な開催、東日本大震災による広域避難者支援、フードバンク活動の推進に加え、多様化する生活困窮や社会的課題に対応するなど、地域に根ざした共生社会づくりに力を注いでおります。

多様な価値観が共存し、変化の激しい時代において、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、当協議会が取りまとめた政策・制度要請につきまして、深いご理解を賜り、令和9年度県政施策に反映していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上

2026 年度埼玉県に対する政策制度要請

1. 在宅医療的ケア者および重症心身障害者への一般健康診断受診機会の確保と地域保健医療体制の整備

すべての県民が住み慣れた地域で健やかに暮らせる社会の実現に向け、福祉・医療体制のさらなる充実が求められています。しかし、成人期（18 歳以降）の在宅医療的ケア者や重症心身障害者は、小児期の緊密な医療フォローから離れた後、市町村等が実施する一般健康診断（以下、健診という）を物理的・運用的理由から受診できない状況にあります。

その背景には、以下の 3 つの構造的課題が存在します。

- ①物理的障壁：ストレッチャーや大型車椅子での入室、対応可能な検査設備の不足
- ②医療的障壁：喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器等への健診現場における対応困難
- ③身体的・人力的障壁：長時間の待機による当事者の体力消耗や移乗介助を担う専門人員の慢性的な不足

現行の市町村健診体制はこれら重度障害者の受入れを想定しておらず、法的な受診機会が実質的に保障されていません。結果として、生活習慣病やがんなどの病気の早期発見の機会が失われ、健康二次被害のリスクや家族の介護負担増を招いています。

「誰一人取り残さない地域保健医療体制」の構築に向け、県が部局横断的なリーダーシップを発揮し、移行期医療支援とも連動した安全・円滑な健診体制を確立するため、今般の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の一部改正の趣旨と義務付けられた自治体の責務に基づき、以下の施策を講じるよう要請します。

（1）広域的な対応可能健診拠点の整備と多職種ネットワークの活用

県内各保健医療圏において、ストレッチャー対応や高度な医療的ケアに対応できる専門設備・人員を備えた健診拠点を広域的に確保・指定すること。その際、「埼玉県移行期医療支援センター」や「埼玉県医療的ケア児等支援センター」と緊密に連携し、小児期から成人期への移行期支援で培った専門ノウハウや医療機関ネットワークを健診体制の構築に有効に活用すること。

（2）対象者の特性に配慮した「健診モデル事業」の拡充

医療的ケア者・重症心身障害者に特化した健診モデル事業を先進医療機関や地域中核病院と連携して実施すること。実施にあたっては、受診者の身体的負担を軽減する予約システムの運用、安全な受診環境の確保、看護師等の専門人員配置に要する運営ノウハウを蓄積し、現場における具体的な運用課題や診療報酬・健診費用の構造的課題を洗い出すこと。

（3）訪問健診・出張健診の導入および財政的支援の検討

移動や長時間の外出が極めて困難な在宅療養者や施設通所者のため、自宅や障害福祉サービス事業所等へ医療従事者やポータブル検査機器がおもむく「訪問健診」および「出張健診」の仕組みづくりを検討すること。また、実施にあたって市町村や医療機関が負担する介護・医療専門員の増員費用や機器調達費用に対し、県として特段の財政的支援措置を講じること。

(4) 市町村健診における「合理的配慮」の標準化と伴走支援

各市町村が実施する健診において、2024年4月の改正障害者差別解消法施行に則り、事前のバリアフリー動線確保、個室の活用、専門スタッフの巡回配置など、必要不可欠な合理的配慮が県内全域で均一に提供されるよう支援すること。その一環として、県主導のもと「医療的ケア者等への合理的配慮提供ガイドライン（仮称）」を策定し、標準化に向けた市町村への具体的な伴走支援を行うこと。

2. 医療的ケア者および重症心身障害者の成人診療科における受入体制の整備

医療技術の進歩に伴い、多くの医療的ケア児や重症心身障害児が成人期を迎えるようになっていきます。しかし、地域における成人診療科へのアクセスは極めて困難であり、成人後も小児科を受診し続けざるを得ないのが現状です。その結果、小児医療の逼迫を招くだけでなく、患者本人や家族の負担増が深刻な課題となっています。

特に、成人後の「婦人科（がん検診、月経管理等）」「泌尿器科（排尿管理等）」「歯科（口腔ケア・治療等）」「眼科」「耳鼻咽喉科」「消化器内科」などの専門診療科においては、「診療経験の不足」「診察設備の制約」「医療的ケアに対する不安」などを理由に、受診を断られるケースが少なくありません。

すべての県民がライフステージに関わらず、住み慣れた地域で適切な医療を受けられる体制を構築するため、今般の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の一部改正の趣旨と義務付けられた自治体の責務に基づき、以下の施策を講じるよう要請します。

(1) 成人診療科医師および医療従事者への実効的な研修機会の拡充

医療的ケア者や重症心身障害者の身体的・認知的な特性、およびそれらに応じた診察技法への理解を深めるため、専門研修を定期的実施すること。実施にあたっては、医師のみならず、看護師、歯科衛生士、受付スタッフ等も含めた医療従事者全体を対象とし、成人診療科における受け入れの心理的ハードルを低減させること。また、多忙な一般医療機関が参加しやすいよう、eラーニングコンテンツの拡充や、各保健医療圏での具体的な症例検討会など、地域の医療ネットワークと連動した受講しやすい環境を整備すること。

(2) 医療機関への受入支援および県独自のインセンティブの強化

身体的特性に配慮した診察設備（昇降式診察台、車椅子対応体重計、座位保持装置等）の導入補助や、専門スタッフの配置支援を行うこと。また、診察・処置に多大な時間を要することに対する経済的評価など、国への診療報酬改定要望と並行して、一般医療機関が自発的に受け入れに参入できるよう、県独自の財政的支援策（初期導入補助金の手厚い支援や県独自の受入実績に応じた上乗せ評価・協力金制度等）を講じること。

(3) 受診可能医療機関の情報集約と公表の「ワンストップ化・見える化」

当事者や家族、相談支援専門員が迷わず必要な医療にアクセスできるよう、医療的ケアや重症心身障害に対応可能な地域医療機関の情報を県が一括してデータベース化すること。その際、単なる医療機関名だけでなく、「対応可能な医療的ケアの種類」「バリアフリー設備（車椅子トイレ等）の有無」に加え、「過去の受入実績」や「初診時の相談窓口」など、当事者が安心して受診できる具体的な対応レベルを検索・確認できるワンストップ

プの Web サイト等（見える化システム）を構築・公表すること。

（４）地域における鎮静・麻酔対応等、安全な診療体制の整備

身体的特性や不随意運動、あるいは認知面から、通常の診察・検査・治療が困難な場合であっても、安全に医療を受けることができる体制を整備すること。特に各保健医療圏における基幹的な医療機関において、鎮静や全身麻酔の管理が可能な体制（必要な設備の導入支援および麻酔科専門医・スタッフの確保・派遣システムなど）を計画的に整備すること。さらに、埼玉県移行期医療支援センターや大学病院等との連携のもと、緊急時のバックアップ体制や他科との調整機能を地域内で完結できる仕組みを構築すること。

３．ケアラー支援施策の抜本的強化と専門人材の育成

埼玉県ケアラー支援条例の制定以降、県における各種施策の先駆的な推進に深く敬意を表します。しかしながら、現在の支援現場においては、条例本来の「ケアラー自身の権利擁護・生活安定」という基本理念と、「仕事と介護の両立支援（労働施策）」の目的が混在・重複し、ケアラー個人の尊厳や孤立防止に焦点を当てた本質的な支援が必ずしも十分に機能していない実態が見受けられます。

今後、団塊の世代が 85 歳以上を迎え、ヤングケアラーやワーキングケアラーの多層化・深刻化が見込まれる中、ケアラー支援の専門性を明確に確立し、真に実効性のある推進体制を構築するため、以下の施策を講じるよう要請します。

（１）ケアラー支援の定義明確化と「当事者本位」の施策展開

「ケアラー個人の尊厳や生活を守るための福祉的支援」と「就労継続を図るための労働施策」の定義および目的の違いを明確に区分すること。労働施策に偏った啓発や企業支援にとどまることなく、ヤングケアラーやダブルケアラーを含めた「ケアラー個人の生活維持・権利擁護」を主軸に置いた、本質的な困窮・孤立防止施策を県施策の中心に据えること。

（２）管轄部局の連携強化、役割分担の明確化と予算の適正配置

福祉部、産業労働部、教育局等における役割分担や責任領域を明確化し、多機関連携体制を構築すること。これにより、行政の縦割り弊害による「支援制度の狭間に取り残される人」や「類似事業・窓口の重複」を解消し、効率的かつ漏れのない支援体制を確立すること。あわせて、ケアラー支援の本質を正しく理解し、地域で草の根の活動や個別伴走支援を実践している専門的な民間組織・団体に対し、予算を集中的かつ効果的に投入（財政的支援の強化）すること。

（３）ケアマネジャーの役割限界を補う「ケアラー主客」の支援者育成体制の構築

要介護者（利用者）本位の原則で動くケアマネジャーに、ケアラー支援の役割まで委ねている現行体制には、役割・制度上の限界があります。ケアラーを主客（支援の第一対象）とした独立した支援体制へと転換するため、ケアラーの立場に寄り添い、権利と生活を守る質の高い専門人材「ケアラー支援専門員（仮称）」等の育成カリキュラム（研修制度）を県独自に確立し、地域の実情に応じた配置を計画的に進めること。

４．こども・若者の自殺対策のさらなる強化

我が国の小中高生の自殺者数が過去最多の水準を記録するなど、こども・若者をめぐる

状況は極めて深刻です。これに対し、埼玉県より「令和 8 年度における SNS 相談の回線数増加」や「自殺対策連絡協議会等での検討」という前進の意向が示されたことは、当事者の声を拾い上げようとする県の姿勢として評価いたします。

しかしながら、相談窓口の拡充は対策の「入り口」に過ぎず、若者の命を確実につなぎ止めるためには、「つながった後の迅速な救済体制」と、2026 年 4 月に全面施行された「改正自殺対策基本法」の基本理念に則った「デジタル技術の適切な活用」や「社会全体での切れ目のない支援体制の展開」が不可欠です。

未来を担う世代の命と尊厳を守るため、埼玉県が強いリーダーシップを発揮し、以下の施策を講じるよう要請します。

(1) 相談受付後の「確実な支援・救済体制」の可視化と迅速化

SNS 相談等で高リスクと判断された当事者を、学校や医療・福祉などの専門機関へ即座につなぐ県主導の「即応型ネットワーク」を構築すること。あわせて、改正自殺対策基本法に基づく「法定協議会」を速やかに設置し、専門機関への「接続割合」やその後の経過を追跡・分析できる、孤立を防ぐ体制を強化すること。

(2) 当事者（こども・若者）の視点を取り入れた「当事者参画型」の施策検討

「埼玉県自殺対策連絡協議会」等において、当事者やユース世代の意見を直接聴くプロセスを導入すること。加えて、大人の視点だけでは見落とされがちな、ネットトラブルや孤独感といった若者のリアルな悩みを反映し、時代に即した自殺対策へとアップデートを図ること。

(3) AI・ICT を活用した「予兆の早期発見」と予防的アプローチの導入

改正自殺対策基本法に明記された AI や ICT の活用を具体化するため、学校の 1 人 1 台端末などを活用した SOS の早期発見手法を導入すること。さらに、深刻な困難を抱えながら自ら助けを求められない社会的孤立層に対し、必要な相談窓口の情報を自動で届ける「プッシュ型」のアウトリーチ（能動的支援）を推進すること。尚、AI 導入に際しては、性能基準、誤検知時の二次判定プロセスなど透明性を確保すること。

5. 不登校離職を防ぎ、保護者の就労と生活を守る部局横断的な総合支援体制の構築

県内の不登校児童生徒の増加は、教育だけでなく労働福祉にとっても重大な課題です。

複数の民間調査によると、不登校の子どもを持つ保護者の約 2 割が子どものケアのために「離職や休職」を余儀なくされており、休退職に至らない場合でも約 7～8 割が突発的な欠勤や時短勤務による世帯収入の減少に直面しています。特に小学校低学年の家庭では離職・休職率が 3～4 割に跳ね上がるなど、深刻な実態が浮き彫りとなっています。

不登校離職は、世帯の経済的困窮（子どもの貧困）に直結するだけでなく、企業からの中堅労働者の流出を招き、本県経済に影響を与える「雇用・産業課題」です。

労働者が安心して働き続けられる社会の実現に向け、知事部局（産業労働部・福祉部）と教育委員会が一体となり、以下の施策を早急に講じるよう要請します。

(1) 知事部局と教育局が連携した「不登校保護者両立支援タスクフォース」の設置

従来の学校と家庭の二者間だけでは、親の就労継続の危機に対応できません。スクールソーシャルワーカーと、県の生活自立相談窓口、労働相談窓口、ハローワーク等が有機的に連携し、保護者が孤立せず離職に追い込まれないための「早期相談・就労維持支援ス

キーム」を部局横断で構築すること。

(2) 県内企業に対する「仕事と不登校ケアの両立支援ガイドライン」の策定と啓発

介護離職と同様に、不登校離職を防ぐためには職場環境の柔軟性が不可欠です。県内企業に対し、不登校等の予期せぬケアが必要な従業員への「フレックスタイム制やテレワークの弾力的運用」「短時間勤務制度の適用延長」などを推奨するガイドラインを策定し、経済団体等を通じて強力に周知啓発を行うこと。

(3) フリースクール等利用家庭への県独自の経済的支援による離職リスクの低減

民間の受け皿（フリースクール等）への通所は親の負担を軽減し離職を防ぐ鍵となりますが、多額の利用料が障壁となっています。フリースクール等を利用する家庭への授業料補助と事業者への運営補助制度を県独自に創設し、保護者の経済的負担軽減と不登校離職の防止を図ること。

(4) 埼玉県内における「不登校が保護者の就労に与える影響」の実態調査の実施

行政主導の「保護者の離職・減収」に特化した統計データは未だ不十分です。県として、不登校児童生徒の保護者を対象とした就労状況や経済的影響に関する「緊急実態調査」を今年度中に実施し、実効性のある生活困窮・離職防止対策の基礎資料とすること。

6. 外国籍等の幼児に対する就学前支援の拡充

現在、埼玉県が実施している「帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業」は、県内在住の帰国・外国人児童生徒を支援するため、日本語指導や初期適応、保護者への通訳支援など多大な成果を上げています。しかし、本県の在留外国人数が過去最高を更新し続ける中、外国籍や海外にルーツを持つ子どもたちの言葉や生活習慣の課題は、小学校入学前の幼児期からすでに顕在化しています。

特に、保育所や幼稚園等に通っていない未就園児家庭の孤立や、入学後の学校生活への不適応（いわゆる「小1プロブレム」）の深刻化が懸念されています。

幼児期から学校教育へとつながる「切れ目のない支援体制」を構築し、地域の多文化共生社会の基盤を確かなものとするため、知事部局と教育委員会が強固に連携し、以下の施策を講じるよう要請します。

(1) 知事部局と教育委員会の連携による就学前・未就園児への支援枠組みの創設

「帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業」のノウハウを活用し、保育所・幼稚園等の幼児に加え、行政の支援が届きにくい未就園児も対象にした総合的な日本語・適応支援の枠組みを構築すること。また、市町村やNPO等と連携して未就園児家庭を把握し、アウトリーチ型（訪問・地域拠点型）の支援を行うための必要な予算措置を講じること。

(2) 幼児教育・保育現場への多言語・日本語支援スキームの確立

外国籍等の幼児が在籍する県内の保育所や幼稚園等に対し、保育者等の負担軽減と適切な発達・生活支援を図るため、多言語通訳・翻訳（ICTの活用含む）や、幼児期に対応した日本語支援員・巡回アドバイザーを派遣・配置できるスキームを新たに構築・拡充すること。

(3) 就学前に特化した「初期適応・小学校移行支援プログラム」の県主導による実施

小学校入学後に子どもたちがスムーズに集団行動や学校生活へ移行できるよう、就学

前の数ヶ月間に特化した幼児向けの日本語指導や、日本の学校文化・ルール（持ち物や生活習慣等）に親子で慣れるための「移行支援プログラム」を、市町村教育委員会や保育現場と連携のうえ、県主導で開発・実施すること。

7. 高齢者の社会参加促進に向けた就労支援・地域活動支援の強化

埼玉県では 75 歳以上の高齢者人口が全国でもトップクラスのスピードで増加しており、同時に生産年齢人口の激減による深刻な労働力不足に直面しています。

シニア世代が健康で生きがいを持って暮らせる社会の構築に向け、就労や地域活動への参加機会の確保は、埼玉県の持続可能性を左右する最重要課題です。高齢者の社会参加は、個人の健康寿命延伸や孤立防止だけでなく、地域経済の維持、介護給付費の抑制、さらには深刻化する地域社会の担い手不足解消に直面する本県において極めて大きな意義を持ちます。

高齢者が自らの希望や体調に合わせて「生涯現役」として活躍できるよう、本県の地域特性をふまえ、以下の施策を講じるよう要請します。

（1）高齢者向け就労マッチング機能の強化と就業環境の整備

埼玉県が進める「働くシニア応援プロジェクト」をさらに深化させ、高齢者の多様なライフスタイルに柔軟に対応できる短時間勤務の求人開拓・マッチング体制を強化すること。あわせて、県内中小企業に対する「シニア活躍推進宣言企業プラス（70 歳以上まで働ける企業）」への認定支援やアドバイザー派遣を拡充し、高齢労働者が安全・安心に働ける職場環境（エイジフレンドリーな職場）の整備を財政的・技術的に支援すること。

（2）シルバー人材センターの機能拡充と変革への支援

県内各市町村のシルバー人材センター（シニアパワーステーション）において、高齢者の専門技能や職歴を活かせる高付加価値な職域開拓と、適正な配分金確保に向けた指導・見直しを強化すること。また、県内で深刻化する生活支援・家事支援サービスの担い手不足解消に機敏に貢献できるよう、会員管理や多種多様な受注マッチングを効率化するセンター独自の運営システム DX 化への財政的支援を拡充すること。

（3）地域サロン・ボランティア活動の支援と担い手育成

単身高齢者世帯や新興住宅地（団地等）における孤立を防ぐため、身近な「ふれあい・いきいきサロン」等の設置運営補助を拡充すること。同時に、多様な地域活動への参加を促す「生活支援コーディネーター」の配置と多職種連携を強化すること。さらに、さいたま市等で成果を上げている「いきいきボランティアポイント事業」のような、活動実績に応じたインセンティブ（ポイント・地域通貨）制度を、県内すべての自治体へ横展開・均一化できるよう県として強力に支援すること。

（4）包括的なフレイル予防事業の推進

各自治体や医療・介護機関に加え、「フレイル予防応援ポータル」等を活用してフレイル（虚弱）リスクを早期に発見・予防する民間の「市民フレイルサポーター」育成体制を確立すること。また、「コバトン健康マイレージ（ALKOO マイレージ）」等のスマートフォンアプリを活用した参加型予防策を推進し、就労や社会参加そのものを効果的な介護予防・未病対策として位置づけ、保健福祉施策と一体的に推進すること。

8. 学校教育における協同組合に関する学習機会の拡充と連携推進

国際連合は2025年の「国際協同組合年」に続き、2035年を再び国際協同組合年とすることを決定しました。また国内においても、2025年に国会決議が全会一致で採択されるなど、地域課題の解決や多様な働き方の推進における協同組合の重要性と価値に対し、期待が高まっています。

協同組合は、農林水産業、購買、医療・福祉、金融、そして新たな働き方であるワーカーズコップ（労働者協同組合）など、県民の暮らしと地域経済を支える重要な基盤です。一方で、学校教育の現場において、子どもたちが協同組合の存在やその社会的価値、役割を総合的に学び知る機会は非常に限られています。

次世代を担う子どもたちが、持続可能な地域づくりや支え合いの精神を学ぶことは極めて重要であり、協同組合の学習機会を拡充するため、以下の施策を講じるよう要請します。

（1）学校教育における「協同組合」を学ぶ機会の創出への指導・助言

県内小中学校・高等学校の社会科、地理歴史科、公民科や、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、協同組合の役割や「相互扶助（支え合い）」の精神を主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）により、学ぶ機会が創出されるよう、教育委員会および各学校への指導・助言に努めること。

（2）副読本（補助教材）の積極的な活用と学校現場への周知・普及

協同組合に関する知見を深めるためのサブテキスト（副読本・補助教材）やデジタルコンテンツ等を、既存のカリキュラムと連動させて積極的に活用できるよう、県として教材の好事例の周知、情報提供、環境整備を図ること。

（3）広域的な地域協同組合と学校との連携・キャリア教育の推進

県内の農協、生協、漁協、森林組合、労働者協同組合等と連携し、出前授業、見学、職場体験などの受け入れ体制を広域的に構築するとともに、地域密着型のキャリア教育や主権者教育を推進すること。

9. 労働者協同組合法にもとづく協同組合の周知促進と地域づくりへの活用

2022年の労働者協同組合法の施行以降、住民主体による地域課題解決と雇用創出を担う新たな組織が各地で誕生しています。しかし、埼玉県内においては依然として認知度が十分とは言えず、制度の有効な活用が進んでいない状況にあります。

現在、本県が直面する少子高齢化に伴う生活支援ニーズの増加、地域コミュニティの希薄化、空き家の増加、さらには福祉・介護などエッセンシャルサービスの人材不足といった深刻な課題に対し、自立・協同・連帯を原則とする労働者協同組合は、持続可能な解決策を提示できる重要な社会インフラです。

労働者協同組合の制度周知と活用促進を強力に推進し、地域課題解決の核として機能させるため、以下の施策を講じるよう要請します。

（1）県民への周知徹底と地域課題解決への参画促進

県公式サイトやSNSでの発信に加え、子育て支援や高齢者見守り、空き家利活用などの具体例を交えたセミナーや動画配信を展開すること。その際、短時間勤務や副業・兼業など、若者からシニアまでがライフスタイルに合わせて地域活動に「仕事」として参画できる「多様な働き方の選択肢」であることを強調し、潜在的な担い手の発掘と新規設立の

促進を図ること。

(2) 県内自治体における地域施策への位置付けと連携強化

自治体職員への研修や説明会を拡充し、営利企業の参入が難しい地域に必要な公共的サービス（コミュニティ交通や配食など）の維持に向けた活用モデルやガイドラインを提示すること。さらに、各自治体の総合計画や地域福祉計画等に労働者協同組合を明確に位置付けるよう働きかけ、相談窓口の拡充や担当者育成を一体的に進めて円滑に連携できる環境を整備すること。

(3) 部局横断的な連携体制の構築と事業参画の機会拡大

福祉・地域振興・産業労働などの関係部局と団体が定期的に意見交換を行う場を設け、全庁的な連携のもとで施策への反映や年次レビューを行う仕組みを構築すること。また、組合員が主体的にサービス向上へ取り組む特性を活かし、県の地域課題解決事業や委託事業への参画機会（公募型プロポーザル等での配慮など）を拡大し、地域づくりのパートナーとしての協働を推進すること。

10. 流域治水への全面転換に向けた計画の加速と県の広域調整機能の抜本的強化

近年、気候変動に伴う記録的豪雨や大型台風が頻発し、県民の生命・財産、および労働者の生活・就労基盤を脅かす災害リスクが深刻化しています。特に、東部・南部の主要都市を中心に広大な下流低地を抱える本県にとって、市街地の排水能力を超える「内水氾濫」などの浸水被害への対応は一刻を争う喫緊の課題です。

県がこれまで進めてきた河川整備計画の改定や「流域水害対策計画」の策定など、制度面の足がかりを高く評価しつつも、県民や労働者が真に求める「具体的なハード対策の執行」や「市町村間の格差解消」は、いまだ道半ばの状況にあります。

この危機を乗り越え、策定された計画を速やかに具現化するため、県が強力なリーダーシップを発揮し、以下の施策を一体的に推進することを要請します。

(1) 改定された河川整備計画に基づくハード整備の執行加速と前倒し

近年に改定・更新された各水系の「河川整備計画」に基づき、予測降雨量の増加に対応する堤防強化、遊水地・調節池の整備、河道掘削などのハード対策の予算を重点的に配分し、事業完了に向けたスケジュールを可能な限り迅速に執行すること。

(2) 内水氾濫対策の実行に向けた市町村への財政・技術支援の即応化

激甚化する内水氾濫から市街地や産業基盤を守るため、雨水幹線やポンプ施設の整備を「計画から実行」へ移す市町村に対し、財政支援および専門人材の派遣等の技術支援を即応化させること。あわせて、民間企業や住民と協働した「雨水貯留浸透施設（グリーンインフラ等）」の設置促進に向けた実効性のあるインセンティブ設計や補助制度を早期に確立すること。

(3) 安全な居住誘導や企業活動と連動した「流域治水」の具現化

法的な枠組みが整った「流域治水」への転換をさらに具現化すること。具体的には、ハザードマップを踏まえた立地適正化計画など都市計画との連動、浸水リスク地域における安全な居住形態への誘導、および中小企業等も含めた企業のBCP（事業継続計画）策定や住民の避難体制強化への実質的な財政・情報支援を強化すること。

(4) 各種「協議会」を実効組織とする広域調整機能の強化と自治体間格差の解消

河川の上下流や自治体間における防災格差・利害対立を解消するため、県が参画する各種の「流域治水協議会」や「流域水害対策協議会」を単なる話し合いの場にとどめず、実効性ある広域調整（コーディネート）組織として抜本的に強化すること。特に、財政力や専門職員が不足する市町村に対して、事業実施までワンストップで伴走支援する体制を構築すること。

11. 労働者福祉事業団体および県内協同組合に対する支援強化

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会では、中央労働金庫埼玉県本部、こくみん共済 coop 埼玉推進本部、一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム埼玉、医療生協さいたま生活協同組合、埼玉県勤労者生活協同組合、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団埼玉事業本部が緊密に連携し、「非営利・協同セクター」として埼玉県民の生活安定と福祉向上に取り組んでいます。

埼玉県におかれましては、地域社会における「共助」の重要な担い手である当協議会および各構成団体に対し、引き続きの財政的・制度的支援、ならびに行政との協働・連携の強化を図られるよう要望します。

以上